

USS 神戸 「ロープラ 7MAX コーナー」 「バントラ 20MAX コーナー」

特別規程のご案内

基本的にノークレームのコーナーで、通常コーナーとの主な相違点は以下のとおりです。詳しくはコーナー規程にてご確認ください。

クレーム・ペナルティ項目等	対応可否等
エンジン・ミッション等、機関機構系の不具合	×
修復歴、スポット溶接交換などの申告漏れ	×
装備品の不具合	×
装備品の相違	○
セールスポイント等の相違や不具合	○
災害歴、接合車、法的問題車などの申告漏れ	キャンセル可 ペナルティなし
当日の売り買い間違いによるキャンセル	ペナルティ半額
譲渡書類・名義変更関連の遅延・違反等	ペナルティ半額

2018 年 7 月 1 日 施行
USS 神戸会場
事務局



USS神戸会場
7 万円MAX、バントラ 20MAX コーナー規程



第 1 条(オークション規則の準用)

本規程に定めなき事項に関しては、USSオートオークション規則およびその他の諸規程によるものとする。

第 2 条(出品条件)

1. 出品が認められる車両は、下記の条件を満たすものとする。
 - ① 自走可能な状態で、燃料、オイル、クーラント等の漏れがないこと。
 - ② 事故箇所の損傷が軽微であるとUSSが認めたもの。
 - ③ 7 万円以下で売り切るもの(バントラ 20MAX コーナーは 20 万円以下)
2. 前項各号の条件を満たす車両であっても、USSが出品車両としてふさわしくないと判断したものは出品を拒絶することができる。
3. 会員はUSSによって出品が拒絶されたことを理由として、USSに対し陸送費等会員が出品の準備に要した費用の請求をすることができない。

第 3 条(出品・落札に関するペナルティ)

出品・落札規程に関するペナルティについては、別表 1 のとおりとする。

第 4 条(書類に関するペナルティ)

書類規程に関するペナルティについては、別表 2 のとおりとする。

第 5 条(クレームの内容)

1. クレームの内容は、代金減額請求と契約の解除とする。
2. 原則ノークレームとなります。ただし、別表 3 に該当する場合に限り代金減額請求および契約解除が可能なものとする。また、契約解除受付期限・ペナルティ・損害賠償の基準についても別表 3 のとおりとする。
3. 別表 3 に記載なき場合でも、USSが代金減額請求または契約解除が相当であると認めたものについてはこの限りではない。

別表 1

《出品・落札規程記載のペナルティ》

項目	内容
出品・落札規程第 11 条第 1 項 キャンセルペナルティ支払による解除 セリにおける買い間違い、売り間違い	キャンセルペナルティについて、金 5 万円を金 2 万 5 千円とする
出品・落札規程第 11 条第 2 項 キャンセルペナルティ支払による解除 商談における買い間違い、売り間違い	キャンセルペナルティについて金 10 万円を金 5 万円とする

別表 2

《書類規程記載のペナルティ》

項目	内容
書類規程第 6 条第 4 項 譲渡書類の有効期限	早期名変ペナルティ金 2 万円を金 1 万円とする
書類規程第 13 条第 2 項 譲渡書類の遅延ペナルティ	遅延ペナルティ金 1 万円を金 5 千円とする
書類規程第 14 条第 1 項 譲渡書類の遅延および紛失等によるキャンセル	キャンセルペナルティ金 10 万円を金 5 万円とし書類規程第 13 条所定の書類遅延ペナルティについては上記とする

書類規程第 14 条第 2 項 譲渡書類の遅延および紛失等によるキャンセル	キャンセルペナルティ金 15 万円を金 7 万 5 千円とし契約解除日までの期間の書類遅延ペナルティは上記とする
書類規程第 18 条第 2 項 名義変更遅延ペナルティ	名義変更遅延ペナルティ金 1 万円を金 5 千円とする
書類規程第 19 条第 4 項 軽自動車の名義変更保証金および名義変更遅延ペナルティの特則	名義変更遅延ペナルティ金 2 万円を金 1 万円とする
書類規程第 25 条第 2 項 自動車税未納	遅延ペナルティ金 1 万円を金 5 千円とする
書類規程第 27 条第 3 項 譲渡書類の差替請求	禁止行為によるペナルティ金 3 万円を金 1 万 5 千円とする
書類規程第 27 条第 4 項 譲渡書類の差替請求	差替ペナルティ金 2 万円を金 1 万円とする
書類規程第 30 条第 1 項 譲渡書類の再交付ペナルティ	1 点に対する書類再交付ペナルティ金 3 万円を金 1 万 5 千円とし、上限金 10 万円を金 5 万円とする
書類規程第 31 条第 1 項 軽自動車の譲渡書類再交付ペナルティの特則	1 点に対する書類再交付ペナルティ金 3 万円を金 1 万 5 千円とし、上限金 10 万円を金 5 万円とする
書類規程第 33 条第 2 項 自動車リサイクル法における引取り報告等	遅延ペナルティ金 1 万円を金 5 千円とする
書類規程第 34 条第 2 項 交通違反等による車検拒否について	遅延ペナルティ金 1 万円を金 5 千円とする
書類規程第 35 条 交通違反等	違反ペナルティ金 3 万円とする

別表3

《落札店から代金減額請求および契約解除可能なクレーム》

クレーム内容	契約解除 受付期限	ペナルティ	損害賠償の基準
移転登録書類の全部または一部の引渡がオークション開催日を含む1か月以上遅延した車両	出品店が契約解除の通知をするまで	キャンセル ペナルティ 5 万円＋ 別表 2 記載の書類遅延 ペナルティ	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
盗難・車台ナンバー改ざん等により完全な所有権の移転ができない車両（盗難車等を理由として車両または譲渡書類が裁判所の保全決定、刑事事件の証拠として差押収された場合、出品店へ車両または譲渡書類の返還なしに契約を解除することができる）	無期限	5 万円	落札代金（落札店からの申告がオークション開催日から 6 か月を超えている場合は、USS オートオークションにおける取引価格による） 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費

担保設定等により完全な所有権の移転ができない場合で、当該担保等を申告があった日を含む1か月間以内に出品店がそれを抹消できない車両	開催日を含む 6か月以内	5万円 + 別表2記載の遅延ペナルティ	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
リサイクル法における引取り報告、交通違反等により所有権の移転または車検の取得ができない場合で、出品店が申告のあった日を含め1か月以内に瑕疵の治癒ができない車両			
接合車	開催日を含む 6か月以内	なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
災害車(冠水歴車、消火器散布車)	開催日を含む 3か月以内	なし	
・メーター改ざん車両 ・純正メーター交換により走行距離が変わる車両 ・桁数の不足によりメーターが1周以上し走行距離が変わる車両	開催日を含む6か月以内、ただし整備手帳等から判明する場合は整備手帳受領日を含む1か月以内	5万円	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費 転売後の実費(販売利益は含まない)
規格外メーターに交換され走行距離が変わる車両	開催日を含む 1か月以内	2万5千円	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費 転売後の実費(販売利益は含まない)
社外メーターが取り付けられ走行距離が変わる車両			落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額
トラック等のキャビン交換により走行距離が変わる車両			落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額
・メーター交換申告の相違 ・走行不明申告の相違	譲渡書類 到着日を含む 1か月以内	なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額
・型式、排気量の相違 ・初度登録年の相違 ・グレードの相違 ・準グレード(限定車、記念車、パッケージ等)の相違 ・乗車定員の申告相違 ・積載量の申告相違 ・新車整備手帳の欠品(メーカーによる保証期間を過ぎているものは除く)	譲渡書類 到着日を含む 5日以内	なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額

・エンジンの相違(ターボ無し等) ・シフト、SR、PS、PW、ナビ、TV、AC、WA C、AAC、革シート、エアバッグ、ABS、ハン ドル位置、駆動方式等の仕様の相違 ・車名の相違 ・輸入車用年式申告の相違(モデル年式をあ らわさないメーカーについては、USSが妥当 でないときとめたもの) ・軽自動車の普通車再登録の申告漏れ ・積算計不動(走行不明車およびメーター改 ざん車は除く)	開催日を含む 5 日以内	なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額
・シフト乗せ替え改造(公認は除く) ・エンジン規格外 ・エンジン内部の改造 ・エンジン型式の打刻欠損	開催日を含む 1 か月以内		

ただし、**別表3**の記載事項相違車両のクレーム内容について、出品店が落札車両代金全額の受け取りを放棄(車両代金全額の代金減額を希望)した場合、契約の解除は行えないものとする。

※加修費については中古部品を元に算出し、上限を車両代金までとします。また他に流用が可能であるとUSSが認めた部品(AW、エアロパーツ等)については、加修費から除きます。

平成 29 年 11 月 1 日 施行

平成 30 年 7 月 1 日改訂